

確定申告書は早めに提出を

2月16日(木)～3月15日(水)

2月1日(水)～3月31日(金)は、青梅税務署の駐車場は使用できません。(身障者用等車両を除く)青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関をご利用になるか、近隣の有料駐車場をご利用ください。また、各会場は大変混雑しますので、お待ちいただく場合や、申告の内容によっては作成に相当時間を要しますので、余裕を持ってお出かけください。

所得税・復興特別所得税の確定申告と納税

申告受付および納税期間

期間 2月16日(木)～3月15日(水) 午前8時30分～午後5時(相談は9時から)
※土・日曜日を除く
会場 青梅税務署
※還付申告をする方は、2月15日以前でも確定申告書を提出することができます。
※住民税についての詳細は、市市民税課へお問い合わせください。

復興特別所得税の計算・記入漏れに注意ください

個人については、平成25年から49年分まで、復興特別所得税(基準所得税額の2・1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。

所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がない方

公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額

確定申告書の作成会場を開設

「所得税および復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書」の作成会場を開設し、申告書等の作成・受付を行います。

なお、28年分の確定申告書を「税理士会による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」で提出した方には、29年分の確定申告等の用紙は送付されません。

2月9日(木)から受け付けます

期間・時間 2月9日(木)～3月15日(水) 午前8時30分～午後5時(相談は9時から)
※土・日曜日、祝日を除く
※会場の混雑状況によっては、受付を早めに締め切る場合がありますので、なるべく午後4時までにお願いします。

2月6日(月)は市役所でも受け付けます

期間 午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ
※会場の混雑状況によっては、午前、午後とも受付を早めに締め切ることがあります。

期限内に納付できない場合

納期限までに納付しないと延滞税がかかる場合があります。期限内に納付できない場合は、早めに電話☎22・3185(自動音声)で案内していますので、「2」を選択してください)で青梅税

務署徴収部門へご相談ください。
※税務署職員、税理士が相談に応じます。
※譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談等は、税務署でご相談ください。

2月19日(日)、26日(日)は立川税務署でも受け付けます

時間 午前8時30分～午後5時(相談は9時から)
会場 立川税務署(立川市緑町4-2)

マイナンバーカード等をご用意ください

所得税等や個人事業者の消費税については、税務署等の窓口へ確定申告書を提出する場合、マイナンバーを記載するとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等をご用意ください。

詳細は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)について」をご覧ください。

なお、マイナンバー制度については、マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120・95・0178へお問い合わせください。

税務署に提出した医療費の領収書等が必要になる方へ

税務署に提出した医療費の領収書等の保存期間は1年です。確定申告書を提出する際に、次のどちらかを

必ず行ってください。
①確定申告書を提出する際に税務署で、添付書類として提出しないで提示する。
②確定申告書を「郵便物(第1種郵便物)または「信書便物」として送付する際に、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面および所要額の切手を貼った返信用封筒(返送先を記入)を同封する。

財産債務調査書・国外財産調査書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならぬ方で、28年分の総所得金額および山林所得金額の合計が2千万円を超え、かつ、28年12月31日において、その価格の合計金額が3億円以上の財産またはその価格の合計額が1億円以上の国外転出対象財産を有する方は、「財産債務調査書を提出してください。」

また、28年12月31日において、その価額の合計金額が5千万円を超える国外財産を有する方は、「国外財産調査」を提出してください。

提出期限 3月15日(水)

お問い合わせ

△確定申告に関すること…青梅税務署☎22・3185(自動音声)で案内していますので、「2」を選択してください)
△住民税に関すること…市市民税課

マイナンバーカードの申し込みに関すること…市市民課

税務署に提出した医療費の領収書等の保存期間は1年です。確定申告書を提出する際に、次のどちらかを

インターネットで申告・納税 e-Tax(国税電子申告・納税システム)

e-Taxとは、自宅や事務所などからインターネットを利用して、申告、申請、届け出、納税等ができる便利なシステムです。
準備するもの
▽マイナンバーカード…e-Taxで確定申告手続きを行う際には、マイナンバーカードに標準搭載されている電子証明書が必要です。
▽ICカードリーダーライタ…マイナンバーカードと住民基本台帳カードで、対応するICカードリーダーライタが異なります。あらかじめ、公的個人認証ポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/prepare/reader/writer.html> で確認のうえ、

受付時間(送信可能時間)
▽1月16日(月)の午前8時30分～3月15日(水)：24時間(毎週月曜日の午前零時～8時30分を除く)
▽3月16日(木)以降：午前8時30分～零時(土・日曜日、祝日を除く)
操作について
お問い合わせ e-Tax作成コーナーヘルプデスク

スク☎0570・01・5901、つながらない場合☎03・5638・5171
注 意 事 項
平成27年分の確定申告書を電子申告(電子送信のほか、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面提出した場合も含みます)により提出した方には、28年分の確定申告書等が送付されません。引き続き電子申告等をご利用ください。

申告書や青色申告決算書などを 国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力し、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

作成した申告書等は、プリントアウトして「書

面に」により提出することができます。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、同庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

e-Tax利用のメリット(所得税)

添付書類の提出・提示の省略…源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。
※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。

還付がスピーディー…e-Taxで申告された還付申告は、早期処理(3週間程度に短縮)しています。

24時間いつでも利用可能…所得税および復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス時間を除きます。

にせ税理士にご注意ください

「にせ税理士」および「にせ税理士法人」にご注意ください。
無資格者が税務相談、税務書類の作成および税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため、依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれもあります。税務書類の作成の依頼等は、正規の「税理

士」に依頼しましょう。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。
お問い合わせ 青梅税務署☎22・3185(自動音声)で案内していますので、「2」を選択してください)▼東京税理士会青梅支部☎23・2331

